

後に開示された証拠が無罪判決に重要な役割を果たした一例

指紋についての警察官らの偽証工作进行を明らかにし、アリバイの存在により無罪とした事例

平成4年9月9日 大阪地方裁判所判決（窃盗被告事件）

（事件の概要）

被告人は、平成2年9月28日午前1時ころから午前6時ころまでの間、大阪市住之江区の住宅一階台所において現金約6万円を窃取したものである。

（起訴までの経過）

被告人は、本件被害者宅の台所茶ダンス引出し外側に遺留されていた指紋が、被告人の指紋（被告人には前科があり、指紋登録がなされている）と一致したとの理由で逮捕状が取られていた。平成3年4月24日早朝から、任意取調べの名目で取調べを受け、さらに翌日も朝から取調べを受けた。被告人は、犯行を否認していたが、捜査官から指紋一致を根拠に執拗な追及を受けたため合理的弁解をできなくなったこと、認めれば執行猶予となり早期に釈放されるのではないかと考え、4月25日午後3時、いったん、虚偽の自白をした。同日午後4時に逮捕されたが、逮捕5日後に自白を撤回。

被告人の否認の要旨は、本件被害日に大阪にいったことなどない、平成2年10月1日トラック輸送のため大阪市住之江区内の会社に赴いたときに車上荒らしの被害を受けたことがあるが、その被害者を住之江警察に届けた際に、右車上荒らしの被害者である被告人の指紋が採取され、それが、住之江警察署鑑識課内で本件被害現場の遺留指紋として紛れ込んだものとは考えられない、というものであった。

（公判審理状況）

弁護人は、問題の指紋原紙の証拠開示請求をしたが、検察官は、「指紋原紙を法廷に証拠として提出した前例はない」とか、「指紋原紙の管理上、外部には出さない取り扱いである」などとの理由で指紋原紙の提出を拒否した。

そして、検察側は、本件被害現場で指紋採取作業をした住之江署勤務のA巡査を証人申請した。

A巡査は、第2回公判（指紋原紙が証拠として提出されていない時点である）で、本件被害現場で被害当日遺留指紋を採取した後、直ちに右指紋原紙裏面に事件名、採取日時、採取場所、採取物件内容、所属警察署名、採取者名を記載した、と証言。

しかし、その後になっても、検察官が指紋原紙を提出しないため、裁判所は、検察官に右指紋原紙の提出を強く命じた。その後、検察官が提出してきた指紋原紙裏面の筆跡は、素人目にもA巡査の筆跡ではないとわかるものであった。

裁判所は、第6回公判期日に、A巡査を再度証人として召喚したが、A巡査は、第2回公判での証言を翻し、採取日時欄、採取場所欄、採取物件欄については本件被害現場で自ら記載したが、その他は、別の署員が別の時期に記載した、と証言。

弁護人は、指紋原紙裏面の記載について筆跡鑑定を請求し、採用された。鑑定の結果、採取日時欄、採取場所欄、採取物件欄の記載も、A巡査の筆跡ではないことが確定した。さらに、この指紋原紙には立会人の署名もなかった。

その他、アリバイの有無、自白の信用性が争点となった。

（判決の内容）

問題の指紋は、採取したと称しているA巡査の記載が全くなく、また立会人の署名もないので、被害者宅から採取されたものとは認められない、また、第三者（友人）のアリバイ供述は信用でき被告人にはアリバイがある、自白の信用性はない、などの事実認定を行い、無罪判決を言い渡した。（検察官控訴なく確定）

（大阪弁護士会刑事弁護委員会「無罪事例集」（2集）p33以下 片井輝夫執筆）[要約]

原審で検察官が明らかにしなかった目撃者を発見し、証拠調べを行わせ、無罪となった事例

平成8年3月21日 大阪高等裁判所判決(業務上過失傷害被告事件)

(事案の概要)

被告人は、信号機により交通整理が行われている交差点に差し掛かった際、対面信号を確認し、信号に従って進行すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、対面する信号機が赤色を表示していたのを看過して右交差点に進入した過失により、折から、右方道路から信号に従って進入してきたA運転の自動車に自車を衝突させ、同人ほか6名に対し、それぞれ傷害を負わせたものである。

(被告人の弁解)

一貫して、対面信号が青色であることを確認した上で本件交差点に進入したのであって、過失はなかった。

(公判準備活動・公判審理状況)

被告人は、「原審の目撃証人Cは、被告人が対面信号赤色で交差点に進入してきた旨証言しているが、捜査段階において、警察官から、別の証人(女子中学生)がいるといわれた」と述べた。

弁護人は、検察官に対して、事前に証拠の開示を請求していたところ、2人の女子中学生(当時)の調書の開示を受けた。

両証人の調書には、事件当日に作成されたもの(被害者の対面信号が赤色)と数ヵ月後にCが目撃者として名乗り出た後に作成されたもの(被告人の対面信号が赤色)とがあった。

そこで、弁護人は、事件当日に作成された調書のみを取調請求した。

検察官は、事件当日の調書と数ヵ月後の調書双方を取調請求してきたが、弁護人としては、数ヵ月後の調書については、不同意の意見を述べた。

裁判所は、両証人の双方の調書をいずれも「証人の捜査段階における供述内容」を立証趣旨として証拠採用した上、両証人を証人として採用した。

両証人は公判廷において、事件当日の調書が正しく、その後数ヶ月たってからの調書は、警察でC証人の供述内容を告げられて誘導されたものであって、今でも事件当日の記憶が確かだったと思う、と述べた。

(判決の内容)

被告人と被害者Aの供述は正反対となっているが、原審でのA証言のうち、本件交差点進入時、対面信号が青色を示していた旨の供述部分はたやすく信用できない、目撃者Cの証言と目撃者D、Eの各証言は全く相容れないが、それぞれの信用性を一概に否定しきれないので、本件の全証拠によっても、被告人が本件交差点進入時対面信号機が赤色であったことを認めるに足りる証拠がなく、結局犯罪の証明が不十分、として、無罪とした。(確定)

(大阪弁護士会刑事弁護委員会 「無罪事例集」(第三集) p63 以下、橋口玲執筆) [要約]

本来あるはずの捜査記録の開示を求めて被告人に有利な証拠を提出させ、無罪とされた事例

平成5年5月18日 大阪地方裁判所判決(覚せい剤取締法違反被告事件)

(事案の概要)

被告人は、公訴事実のうち、自室における覚せい剤の営利目的所持の事実については認めた。しかし、被告人が警察官に任意同行を求められた際に着ていたジャンパー前部左側裾折り返し部分内からビニール袋入り覚せい剤結晶4袋が発見され、覚せい剤所持の現行犯人として逮捕された事案については主位的訴因(覚せい剤営利目的単独所持)、および予備的訴因(Aとの共謀による覚せい剤の営利目的所持)の両方について争った。

(被告人の弁解)

被告人は、「ジャンパーはAのもので、Aから借りて着用していたにすぎない」とし、主位的訴因に対しては、覚せい剤が入っていたとは知らなかったと主張し、予備的訴因に対してはAとの共謀がないと主張した。

(公判準備活動・公判審理状況)

弁護人は、検察官請求証拠を見て、本来あるはずの捜査記録が証拠上請求されていないことを発見した。つまり本来なら作成されたはずのAの調書や覚せい剤が入っていたジャンパーが被告人のものであることを立証するための捜査報告書がなかったのである。そこで検察官に対して、これらの証拠を開示するよう求め、同時に右開示に応じないのであれば証拠開示命令の申し立てをすることを告げて、検察官から任意の開示を受け、これらの証拠書類を提出させた。その結果、被告人が宿泊していた簡易宿泊所の管理人の調書で、「被告人がジャンパーを着ているのを見たことがない」という事実や開示された捜査報告書によりAがその後死亡している事実が明らかになった。

その他、被告人の自白(変遷・矛盾)についても争った。

(判決の内容)

主位的訴因について、被告人がAからジャンパーを借りた日時についての被告人の供述は曖昧不明確であり、これからジャンパーを借りた日を特定することは困難であるが、他に証拠もない以上、被告人がAからジャンパーを借りたという弁解がうそであるとも断定できないとした。そして、ジャンパーがAのものであるという可能性を否定でききない以上、被告人がジャンパー内に覚せい剤があることを認識していなかった旨の弁解を全く不合理であるとして排斥することはできないとした。そして、被告人の覚せい剤所持に対する認識を認めうる証拠はなく、結局証明不十分とした。

予備的訴因につき、被告人の捜査段階における供述および公判廷での供述が、きわめて不自然不合理であって、Aとの共謀を認定しうる証拠もないとした。(確定)

(大阪弁護士会刑事弁護委員会「無罪事例集」(第三集)) p188 以下、橋口玲執筆) [要約]

第一審で検察官から証拠申請されなかった供述調書により、自白の信用性が否定された事例

昭和57年(う)第65号 昭和58年6月22日 東京高等裁判所判決(殺人等被告事件)

(事案の概要)

公訴事実の概要は、次のとおりである。「1 被告人らは、Aと共謀の上、某スナック内で、被害者がからんできたのに憤慨し、同人を路上に連れだし暴行を加え、重傷を負わせ、2 被告人らは、共謀の上、前記傷害により意識不明の被害者を交通事故による死亡と装って殺害しようと企て、路上を約123メートル引きずっていき、同人の頭を縁石に激突させ、よって同人を頭蓋骨骨折等により死亡させて殺害した。」

(被告人らの弁解)

被告人らは、当日はアリバイがあり無罪であると主張。また、捜査段階の自白は、強制、拷問、偽計、誘導などによるものであると主張した。

(公判準備活動・公判審理状況)

控訴審では、第一審で採用されなかった現場検証を実施し、合計21名もの証人を尋問。また、証拠開示の手続を活用して、第一審で検察官から証拠申請されなかった捜査段階での供述調書(被告人ら、A)を提出させた。さらに、一審で却下された被告人らの上申書(被告人らが、拘置所の中で、捜査の経過やアリバイなどを詳細に書きつづったもの)も採用した。

(判決の内容)

控訴審では、被告人らやAらの供述調書、自白調書がどのようにして作られていったかをきめ細かく検討し、さらに上申書も重要な証拠として評価した。結果、第一審判決は破棄され、無罪が宣告された。

無罪の理由について、控訴審判決は、まず、被告人らが被害者に暴行を加えているのを目撃したとしたA証言は、捜査段階での供述調書の内容と対比して検討すると、あいまいで動揺が多く、内容が不合理、不自然で信用できないとし、Aと行動を共にしていたBの目撃供述(検面調書)も信用しなかった。

被告人らの自白調書は、強制によるものであるとして任意性を認めず、信用性についてもあいまいで動揺が多く、不自然であり、秘密の暴露もない上、被告人らの法廷での供述、上申書類における真摯な態度、率直で確信に満ちたよどみのない語り口、供述内容の一貫性、豊かさと自然さ、明確性、細部の個性等と際だった対照を感じさせ、信用性を認めることはできないとしている。

更に判決は、アリバイ関係者の捜査段階での供述と公判廷での証言とを詳細に検討した上で、被告人らのアリバイを明確に認めた。

(日弁連人権擁護委員会編「事例研究誤判」p83以下、脇山淑子報告)[要約]